

内部統制関連資料

(1) 基本的な認識

我が国の民間分野における内部統制法制化の経緯

平成12年 9月	<p>大和銀行株主代表訴訟事件第一審判決(大阪地裁)</p> <p>リスク管理体制(いわゆる内部統制システム)の構築に関する取締役等の責任について判示</p>	平成19年 8月	<p>「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」公布</p> <p>金商法の規定により提出される内部統制報告書の用語、様式及び作成方法を規定するもの</p>
平成14年 4月	<p>神戸製鋼所株主代表訴訟事件における和解の成立(神戸地裁)</p> <p>和解成立時の裁判所の所見において、取締役が内部統制システムを構築すべき法律上の義務があると言及</p>	10月	<p>「『財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令』の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)」公表(金融庁)</p> <p>金商法の規定による財務報告に係る内部統制に関する留意事項(内閣府令の解釈等)を示したもの</p>
5月	<p>改正商法等公布(平成15年4月1日施行)</p> <p>委員会等設置会社における法令への適合や業務の適正を確保する体制の整備の決定を義務付け</p>	10月	<p>「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」公表(日本公認会計士協会)</p> <p>企業会計審議会の意見書を踏まえ、金商法の規定により公認会計士等が実施する内部統制監査における実務上の取扱いとして、具体的な監査手続、留意すべき事項及び監査報告書の文例等を取りまとめたもの</p>
平成16年10月	<p>西武鉄道事件</p> <p>有価証券報告書における「株主の状況欄」の虚偽記載が明らかに</p>	平成21年 7月	<p>日本システム技術事件最高裁判決</p> <p>代表取締役がリスク管理体制構築義務違反の過失がないとされた事例</p>
平成17年 2月	<p>企業会計審議会内部統制部会における審議開始</p>	平成23年 3月	<p>「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の公表(企業会計審議会)</p> <p>内部統制報告制度導入後、実際に制度を実施した上場企業等から内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等を求める要望が寄せられたことを受け、内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し等の改訂を行ったもの</p>
7月	<p>会社法公布(平成18年5月1日施行)</p> <p>大会社における法令への適合や業務の適正を確保する体制の整備の決定を義務付け</p>		
平成18年 6月	<p>改正金融商品取引法公布(平成19年9月30日施行)</p> <p>内部統制報告制度の導入(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)</p>		
平成19年 2月	<p>「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の公表(企業会計審議会)</p> <p>金商法の規定による財務報告に係る内部統制に関し、①経営者による評価の基準、②公認会計士等による監査の基準、③この基準を実務に運用していく上での実務上の指針(実施基準)を示したもの</p>		

会社法及び金融商品取引法における内部統制の概要

	会社法による内部統制(取締役会設置会社)	金融商品取引法による内部統制
目的	業務の適正を確保 【法362④VI】	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保 【法24条の4の4①】
対象企業	大会社 (約12,000社*) 【法362⑤】	有価証券報告書を提出する会社 (上場企業約3,600社*) 【法24①、24の4の4①】
義務付け内容	業務の適正を確保するための体制の整備の決定 【法362④VI】	内部統制報告書の作成 【法24条の4の4①】
上記の内容	<p>① 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>② 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>③ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>④ 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>⑤ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>イ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制</p> <p>ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制</p> <p>ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(監査役設置会社の場合)</p> <p>① 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>② 使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>③ 監査役設置会社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>①財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項</p> <p>②評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項</p> <p>③評価結果に関する事項</p> <p>④付記事項</p> <p>⑤特記事項</p> <p>【内閣府令4①、第一号様式】</p>

次ページへ続く

	会社法による内部統制(取締役会設置会社)	金融商品取引法による内部統制
上記の内容	<p>④ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制</p> <p>イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制</p> <p>ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合に職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制</p> <p>⑤ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>⑥ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>⑦ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 【会社則100】</p>	
実施主体	取締役会 【法362④Ⅵ】	会社 【法24条の4の4①】
報告等	<u>内部統制体制の整備についての決定又は決議があったときは、当該概要を事業報告の内容とし、株主総会に提出</u> 【法435②、438、則118Ⅱ】	<u>毎事業年度、内部統制報告書を有価証券報告書と併せ内閣総理大臣に提出</u> 【法24条の4の4①】
監査	監査役等による事業報告の監査 【法436、則129①】	公認会計士又は監査法人の代表者による内部統制監査【法193条の2②】
内部統制の具体的内容	<u>特に規定なし</u>	<u>内部統制の評価及び監査の基準・実施基準により具体的内容が示されている。</u>

※ 「法」…会社法(平成17年法律第86号)
「則」…会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)

※ 「法」…金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
「内閣府令」…財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第62号)

* 「対象企業」の数は、平成24年3月29日 企業会計審議会総会資料による。

(事務局において作成)

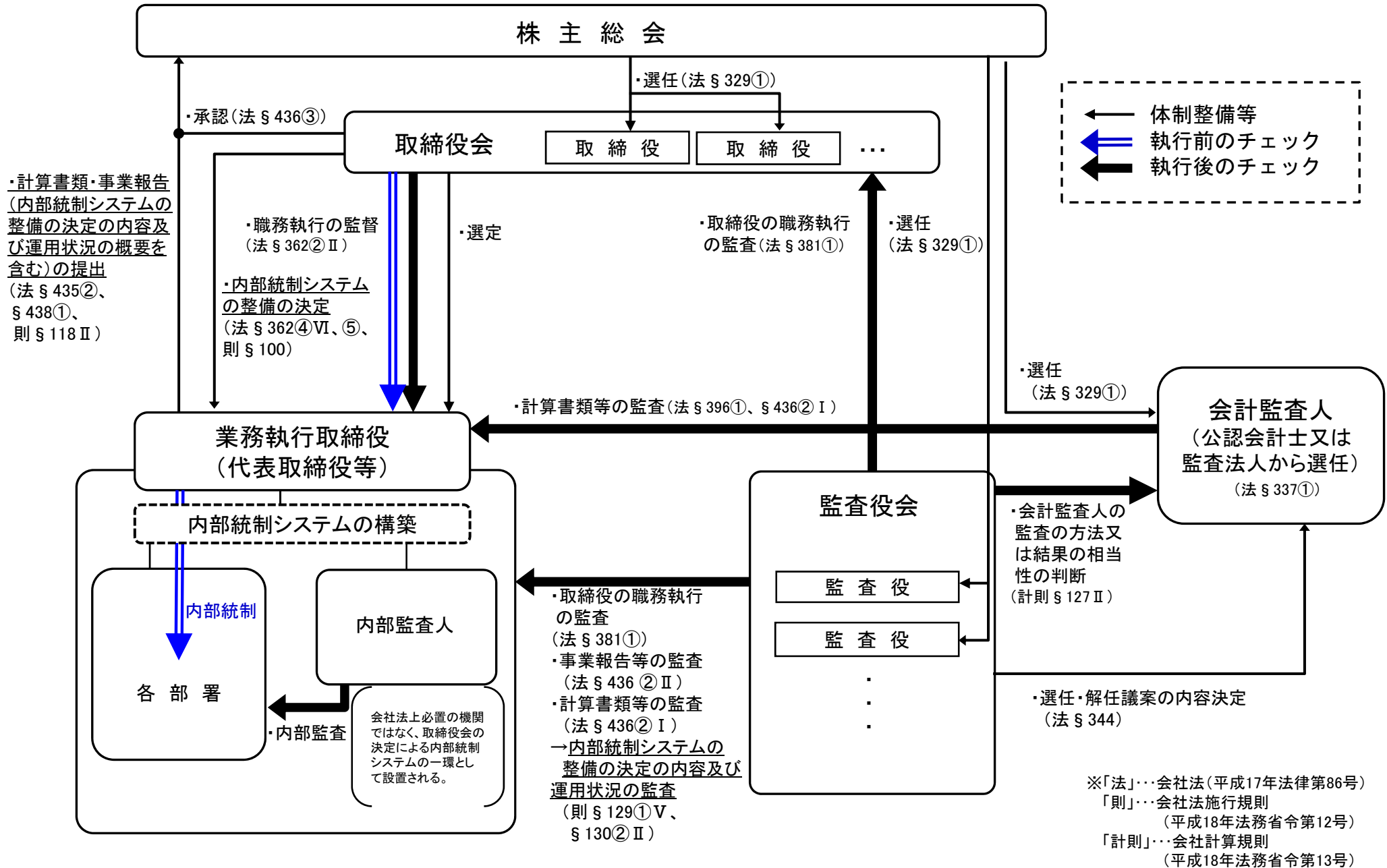
会社法における内部統制システムの整備を決定しなければならない会社の範囲

【株式会社】	<p style="text-align: center;">大会社</p> <p>〔次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。〕 ①最終事業年度の貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上、 ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社</p>	(中小会社)
監査等委員会設置会社 及び指名委員会等設置 会社に該当しない会社		
監査等委員会設置会社 〔監査等委員会を置く株式会 社をいう。〕 ※すべての会社で設置可能		
指名委員会等設置会社 〔指名委員会、監査委員会及 び報酬委員会を置く株式会 社をいう。〕 ※すべての会社で設置可能		

内部統制システムの整備の決定をしなければ
ならない株式会社の範囲

(事務局において作成)

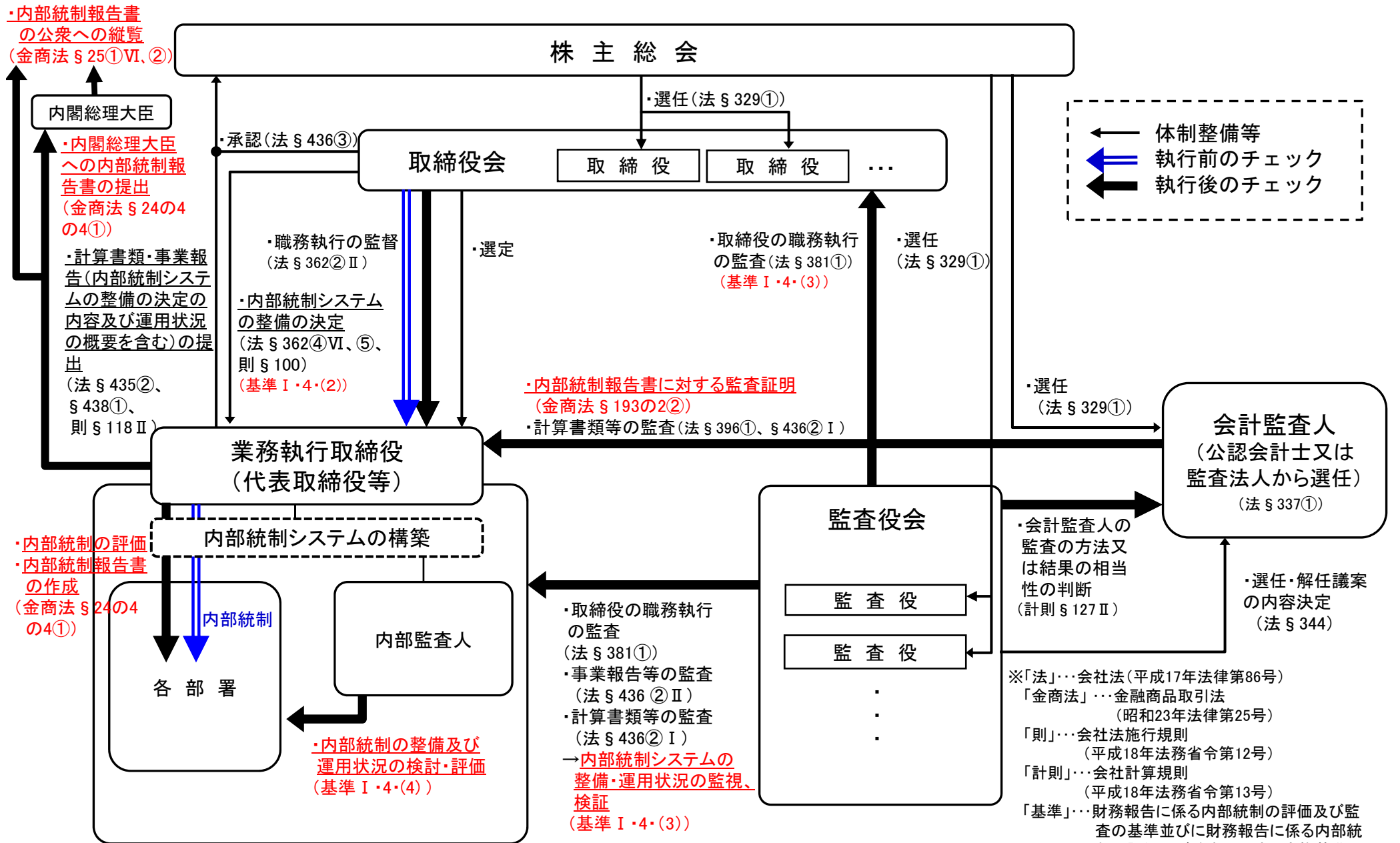
会社法における業務執行の適正確保のための主な体制



※「法」…会社法(平成17年法律第86号)
 「則」…会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 「計則」…会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

※ 公開大会社で、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社でないもの(取締役会、監査役会、会計監査人設置会社)

金融商品取引法における財務報告の適正確保のための主な体制



※「法」…会社法(平成17年法律第86号)
 「金商法」…金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
 「則」…会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 「計則」…会社計算規則(平成18年法務省令第13号)
 「基準」…財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)(平成23年3月企業会計審議会)
 (事務局において作成)

※ 公開大会社で、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社でないもの(取締役会、監査役会、会計監査人設置会社)

内部統制に関する参考条文（会社法）

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（取締役会の権限等）

第三百六十二条（略）

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職

3（略）

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一～五（略）

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七（略）

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

内部統制に関する参考条文（会社法施行規則）

○会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）（抄）

（業務の適正を確保するための体制）

第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。

- 一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
- 3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
 - 一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 四 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 七 その他当該監査役設置会社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制に関する参考条文（金融商品取引法）

○金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)

第二十四条の四の四 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。)のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書(以下「内部統制報告書」という。)を有価証券報告書(同条第八項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあつては、当該外国会社報告書)と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2～3 (略)

4 内部統制報告書には、第一項に規定する内閣府令で定める体制に関する事項を記載した書類その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

5～6 (略)

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者が政令で定めるもの(次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者が政令で定めるもの(第四号において「上場会社等」という。)が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

3～8 (略)

内部統制に関する参考条文（内部統制府令）

○財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）（抄）

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第二十四条の四の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出される内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うものとする。

2 法第九十三条の二第二項の規定による内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人が作成する内部統制監査報告書により行うものとする。

3 前項の内部統制監査報告書は、この府令の定めるところによるもののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成されなければならない。

4 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財務報告 財務諸表（連結財務諸表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下この条において「開示府令」という。）第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。第五条第三項において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう。

二 財務報告に係る内部統制 会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

三～十 （略）

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制）

第三条 法第二十四条の四の四第一項に規定する当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制として内閣府令で定めるものは、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

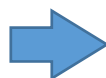
企業の訴訟事例①（大和銀行事件）

大和銀行事件（大阪地裁 平成12年9月20日判決）

- ① ニューヨーク支店の証券係で、証券保管業務を担当する傍ら、トレーダーとして投資業務を担当していた行員Aが、無断かつ簿外で取引限度枠を超える米国財務省証券の取引を行って約11億ドルの損失を出した。
- ② 損失を隠ぺいするために証券係で保管していた顧客ら所有の財務省証券を無断かつ簿外で売却し、その事実を隠ぺいするため、財務省証券の再保管銀行から郵送されてくる保管残高明細書を作り替えた。

求められる内部統制	本件における実際の内部統制の内容とその評価
<p>【リスク管理一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスクの状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、<u>会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。</u> ・ <u>取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、他の取締役がこの義務を履行しているか否かを監視する義務を負う。</u> ・ <u>現時点で求められるリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でない。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられている。</u> 	<div style="text-align: center; font-size: 2em;">/</div>
<p>【証券売買部門と資金決済、事務管理部門との分離】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引には、担当者が自己の取引の結果生じた損失の隠ぺいを図ったり、その後の取引で挽回を狙いかえって損失を拡大させるリスクがある。 ・ リスクを適切に管理するためには、取引担当者に対し、取引に関する制限を課した上、制限遵守の確認のため、取引部門（フロントオフィス）と、取引の相手方（証券会社）から会社宛て送付される売買確認書を受領して取引伝票と照合する事務管理部門（バックオフィス）とを組織上分離して、両部門が相互に牽制しあう体制を整備することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引担当者取引に関する制限を課した上、取引担当者と照合担当者を別人とするという程度ではあるが、フロント・オフィスとバック・オフィスの分離を実施。 → 無断取引を未然防止できなかったのは、Aが、取引の相手方（証券会社）の協力を得て、売買確認書をバックオフィスではなくAの元へ送付させるなどして、バック・オフィスが取引の成立自体を把握できなかったため。

求められる内部統制	本件における実際の内部統制の内容とその評価
<p>【証券売買部門と資金決済、事務管理部門との分離(続き)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券保管業務には、担当者が自己等の利益を図って保管物を無断で売却する等、権限を濫用するリスクがある。 取引担当者が、証券保管業務を兼ねる場合、無断取引の損失を、証券保管業務で保管中の財務省証券の無断売却により隠ぺいし、これを繰り返して巨額の損失を与える危険性は飛躍的に増大する。 不正行為の未然防止のためには、証券取引業務担当部門と証券保管業務担当部門について、それぞれリスクを適切に管理する仕組みを整備するほか、両部門を組織上分離して、相互に牽制しあう体制を整備することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引業務と証券保管業務の分離は、平成元年4月までは実施されておらず、その後組織上分離された後も、証券取引を担当するAが、証券保管業務のマネージャーとして同部門を掌理しており、人事配置の面でみると、実質上両部門の分離は明確でなく、組織上の分離の機能を減殺していた。 <p>→ しかしながら、Aの無断取引等の手口には未解明の部分が多々あり、また、一部の行為は、Aが虚偽の保管残高明細書を作成したことなどであるから、証券取引業務と証券保管業務とを分離したとしても、Aの行為を発見、防止できたとは必ずしもいえない。</p> <p>→ リスク管理体制は、大綱のみならずその具体的な仕組みについても、整備されていなかったとまではいえない。</p>
<p>【財務省証券の保管残高確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券保管業務に内在するリスクを適切に管理するためには、預かり保管する証券の性質に応じた適切な方法によって保管残高を検査することが必要。 無断売却された財務省証券は、再保管銀行にその保管を再委託していて、同銀行に対する照会を行うほかに適切な方法がないから、保管残高を検査するには、証券保管業務の担当者を介さず、直接再保管銀行に対して保管残高照会を行うことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 店内検査、内部監査、会計監査人による監査の際、財務省証券の保管残高の確認について、検査対象であるニューヨーク支店を通じて、財務省証券の保管銀行から保管残高証明書を手に入れ、それを帳簿と照合するという方法を採用。 行員に保管残高証明書を改ざんする機会を与える結果となり、無断売却を発見、防止できず。 <p>→ 現物確認(直接保管銀行に対して保管残高の照会を行うこと)という欠かざるべき方法を採用せず、不正取引を見逃したことからリスク管理体制は実質的に機能していなかった。</p>



取締役及び監査役に対し、最大7億7500万ドルの賠償命令 (※高裁で和解)

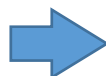
(事務局において作成)

企業の訴訟事例②（ダスキン事件）

ダスキン事件（大阪高裁 平成18年6月9日判決）

- ① 食品販売部門の最高責任者（専務取締役）らが、稟議規定に違反して、自社販売食品に未認可添加物が含まれているという事実を取締役会に報告せず、その販売を継続した。
- ② 代表取締役を含むその他の取締役らが、販売後の対応として、事実を積極的に公表しないことを決定した。

求められる内部統制	本件における実際の内部統制の内容とその評価
<p>【違法行為の未然防止のための法令遵守体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスクの状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。 ・もっとも、現時点で求められるリスク管理体制の水準をもって、判断基準とすることは相当でない。また、どのような内容の体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量を与えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営上の重要な事項を担当取締役が取締役会に報告するよう定め、従業員に対しても、ミスや突発的な問題は速やかに報告するよう周知徹底。 ・違法行為が発覚した場合の対応体制についても定めていた（「内部摘発」による違法行為の発覚も想定されている。）。 ・実際に起こった食中毒に関する企業不祥事の事案を取り上げて注意を促すセミナーも開催していた。 <p>→ 違法行為を未然に防止するための法令遵守体制は、整備されていなかったとまではいえない。</p>
<p>【事後対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未認可添加物が混入した違法な食品を、それと知りながら販売継続したということになると、実際に健康被害のおそれがあるかどうかにかかわらず、当該食品会社の信頼性は大きく損なわれることになる。ましてや、その事実を隠ぺいしたなどということになると、その点について更に厳しい非難を受けることになるのは目に見えている。それに対応するためには、自ら進んで事実を公表して、既に安全対策が取られ問題が解消していることを明らかにすると共に、<u>隠ぺいが過去の問題であり克服されていることを印象付けることによって、積極的に消費者の信頼を取り戻すために行動し、新たな信頼関係を構築していく途をとるしかないと考えられる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役らは、販売継続の事実がマスコミに流される危険を十分認識しながら、それには目をつぶって、あえて、「自ら積極的に公表しない」というあいまいな対応を決めた。 <p>→ 重大な問題を起こしてしまった食品販売会社の消費者及びマスコミへの危機対応として、到底合理的なものとはいえない。</p>



代表取締役、取締役及び監査役に対し、最大約5億5800万円の賠償命令（※最高裁で確定）

（事務局において作成）

企業の訴訟事例③ (ヤクルト本社事件)

ヤクルト本社事件(東京高裁 平成20年5月21日判決)

管理本部長兼取締役副社長が、会社の資金運用としてデリバティブ取引を行った結果、会社が533億円余りの損失を被った

求められる内部統制	本件における実際の内部統制の内容とその評価
<ul style="list-style-type: none"> 各取締役は、取締役会等において適切なリスク管理の方針を立て、リスク管理体制を構築するよう注意義務を負う。もっとも、どのようなリスク管理の方針を定め、それをどのようにして管理するかについては、会社の規模その他の事情によって左右され、一義的に決まるものではなく、幅広い裁量がある。その方法等については、当時未だ一般的な手法は確立されておらず模索の段階にあったのであるから、取締役の判断の適否を検討するに当たっては、現在の時点における知見によるのではなく、その当時における知見に基づき検討すべき。 実際にデリバティブ取引を担当する取締役は、取締役会等において定められたリスク管理の方針、管理体制に従い、制約に従って取引をする注意義務を負う。 代表取締役や事後チェックの任務を有する経理担当の取締役は、デリバティブ取引が会社の定めた方針、管理体制に沿って実施されているかどうか等を監視する責務を負うが、ヤクルト本社ほどの規模の会社の役員は、広範な職掌事務を有しており、かつ、必ずしも金融取引の専門家でもないから、自らが、個別取引の詳細を精査することまでは求められておらず、下部組織等が適正に職務を遂行していることを前提とし、そこから挙がってくる報告に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情のない限り、その報告を元に調査、確認すれば、その注意義務を尽くしたというべき。 	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブ取引を行う資金運用チームに取引の内容を開示させた上、リスクの程度に応じてリスク管理体制を順次整備。 資金運用チーム、監査室、経理等担当取締役、常勤監査役、経営政策審議会、常務会、代表取締役、取締役会、監査法人等が互いに不足部分を補い合って有機的に連携し、想定元本額、計算上の含み損を指標として、デリバティブ取引を実施する取締役に対して、制約を課すなどして、デリバティブ取引のリスクを管理。 当時のヤクルト本社の財務状況に照らせば、制限に係る想定元本額が不合理といわれるほど巨額であったということもできない。 デリバティブ取引に係るリスク管理の方法が模索されていた当時の状況においてみると、このようなリスク管理体制は、確かに金融機関を対象に、大蔵省(当時)が発表したチェック項目や日銀が発表したガイドラインには劣るものの、他の事業会社において採られていたリスク管理体制に劣るようなものではなかった。 本件のデリバティブ取引の中止は、このようなリスク管理の結果であるということができ、これによってヤクルト本社は回復し難いまでの損失を被るという事態の発生を免れた。 <p>→ 当時のデリバティブ取引についての知見を前提にすると、相応のリスク管理体制が構築されていた。</p>



管理本部長兼取締役副社長以外の取締役の注意義務違反を否定 (※最高裁で確定)


(事務局において作成)

企業の訴訟事例④（日本システム技術事件）

日本システム技術事件（最高裁 平成21年7月9日第一小法廷判決）

従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上を計上したため、有価証券報告書に不実の記載がされ、株主が損害を被った

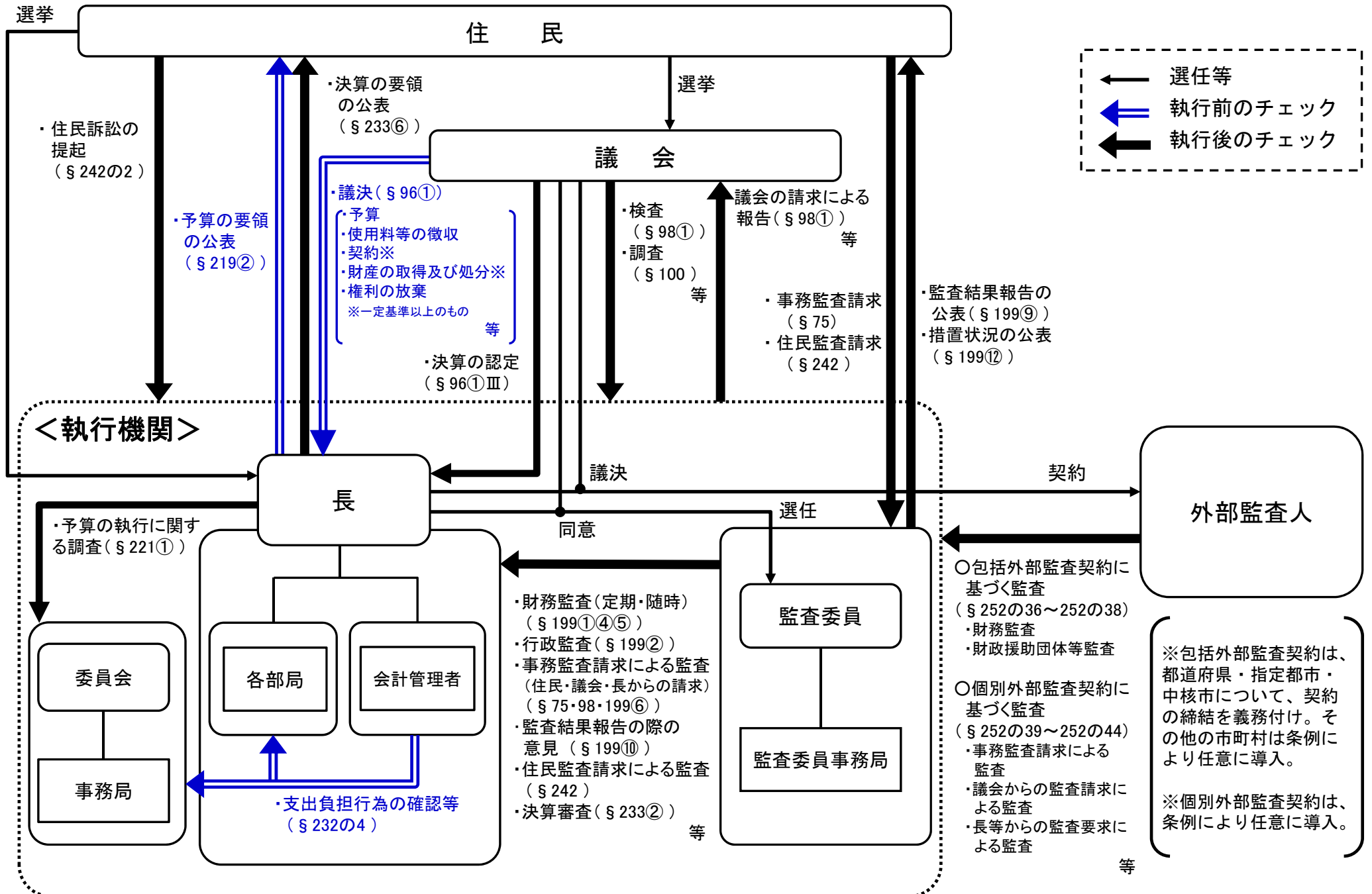
求められる内部統制	本件における実際の内部統制の内容とその評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えていたかどうか。</u> ・ <u>不正行為は、通常容易に想定しがたい方法によるものであったか。</u> ・ <u>以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなどの不正行為の発生を予見すべきであったという特別の事情があったか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離。 ・ A事業部について、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当するビジネスマネジメント課及び製品の稼働確認を担当するカスタマーリレーション部を設置、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整備。 ・ 監査法人及び財務部がそれぞれ定期的に、販売会社あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認。 → 通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていた。 ・ 本件不正行為は、A事業部の部長がその部下数名と共謀して、注文書等を偽造し、財務部に架空の売上報告をしたうえ、販売会社に郵送した売掛金残高確認書を未開封のまま回収し、偽造印を押捺した用紙を監査法人及び財務部に送付し、見掛け上は売掛金額と販売会社の買掛金額が一致するよう巧妙に偽装するという、通常容易に想定し難い方法によるもの。 ・ 本件以前に同様の手法による不正行為があったなどの特別な事情も見当たらない。 ・ 監査法人も財務諸表につき適正であるとの意見を表明。 → 財務部のリスク管理体制が機能していなかったとはいえない。

 代表取締役の注意義務違反を否定（※確定）

（事務局において作成）

(2) 地方公共団体における内部統制のあり方

地方公共団体における行政執行の適正確保のための主な体制



地方公共団体において生じる可能性のあるリスク（例）

【財務会計行為に関するリスク】

①不適正な財産の取得・管理・処分が行われるリスク

（例）

- ・備品等を必要な手続を経ずに持ち帰る。
- ・不十分な検収により、仕様を満たさない物品の納入を受け入れる。
- ・危険が生じている公共施設の供用を継続し、事故が生じる。

②不適正な現金の出納・保管が行われるリスク

（例）

- ・保管する現金を横領する。
- ・現金を亡失する。

③不適正な収入・支出が行われるリスク

（例）

- ・不適切な内容の契約を締結する。
- ・計算誤りにより徴収額の誤りが生じる。
- ・不正請求を見過ごし、誤った給付をする。

④不適正な決算が行われるリスク

（例）

- ・財務会計システムへのデータ入力を誤る。
- ・収入金の処理を忘れる。

【情報管理に関するリスク】

⑤不適正な情報管理が行われるリスク

（例）

- ・内部機密情報を部外者に漏えいする。
- ・個人情報や格納された電子記憶媒体を紛失する。
- ・本人確認不十分により個人情報の記載された証明書を別人に交付する。
- ・コンピュータウィルスに感染する。

【①～⑤以外の事務に関するリスク】

⑥不適正な事務（上記①～⑤を除く。）が行われるリスク

（例）

- ・事務遂行上必要な決裁を経ずに事務を進める。
- ・法令等の理解不足により、申請行為に対して誤った許可処分を行う。
- ・公文書を誤廃棄する。

⑦処理すべき事務（上記①～⑤を除く。）を行わないリスク

（例）

- ・申請に対する審査を放置する。
- ・引継ぎが不十分等で行うべき調査が長期間行われなかった。

【その他のリスク】

⑧職務環境の適正さが損なわれるリスク

（例）

- ・職員がパワハラ・セクハラを行う。

⑨職員が公務外で法令に違反する行為をするリスク

（例）

- ・職員が公務外で飲酒運転をして検挙される。

⑩外部からの攻撃等を受けるリスク

（例）

- ・システムが不正アクセスを受ける。
- ・庁舎の損壊を受ける等

地方公共団体のリスクに対する意識

【地方公共団体において最も対策を講じる優先度が高いと評価されたリスク】

※地方公共団体に生じる可能性のあるリスクの分類群のうち、対策を講じる優先度が最も高いリスクとして選択された回答を集計

	①～④合計(財務会計行為関係)					⑤情報管理	⑥～⑦合計(財務会計行為以外)		⑧職務環境	⑨公務外	⑩外部攻撃	
	①財産	②現金	③収入・支出	④決算	⑥その他の事務の執行		⑦その他の事務の不作为					
全 団 体	460 29.5%	110 7.1%	168 10.8%	168 10.8%	14 0.9%	509 32.6%	422 27.1%	290 18.6%	132 8.5%	31 2.0%	84 5.4%	54 3.5%
都 道 府 県	15 37.5%	3 7.5%	0 0.0%	12 30.0%	0 0.0%	6 15.0%	11 27.5%	7 17.5%	4 10.0%	0 0.0%	8 20.0%	0 0.0%
指 定 都 市	9 45.0%	4 20.0%	1 5.0%	4 20.0%	0 0.0%	5 25.0%	5 25.0%	3 15.0%	2 10.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%
市 区 町 村 (指定都市除く)	436 29.1%	103 6.9%	167 11.1%	152 10.1%	14 0.9%	498 33.2%	406 27.1%	280 18.7%	126 8.4%	31 2.1%	75 5.0%	54 3.6%
200,000～	43 40.2%	9 8.4%	14 13.1%	20 18.7%	0 0.0%	38 35.5%	18 16.8%	14 13.1%	4 3.7%	0 0.0%	7 6.5%	1 0.9%
150,000～199,999	13 30.2%	3 7.0%	6 14.0%	4 9.3%	0 0.0%	14 32.6%	12 27.9%	9 20.9%	3 7.0%	0 0.0%	2 4.7%	2 4.7%
100,000～149,999	35 37.6%	3 3.2%	16 17.2%	16 17.2%	0 0.0%	37 39.8%	15 16.1%	12 12.9%	3 3.2%	0 0.0%	5 5.4%	1 1.1%
50,000～99,999	82 32.8%	17 6.8%	34 13.6%	31 12.4%	0 0.0%	76 30.4%	64 25.6%	54 21.6%	10 4.0%	5 2.0%	13 5.2%	10 4.0%
40,000～49,999	29 32.2%	6 6.7%	13 14.4%	9 10.0%	1 1.1%	36 40.0%	22 24.4%	13 14.4%	9 10.0%	1 1.1%	1 1.1%	1 1.1%
30,000～39,999	33 26.4%	9 7.2%	15 12.0%	7 5.6%	2 1.6%	41 32.8%	37 29.6%	29 23.2%	8 6.4%	3 2.4%	7 5.6%	4 3.2%
20,000～29,999	47 32.4%	9 6.2%	16 11.0%	19 13.1%	3 2.1%	54 37.2%	31 21.4%	20 13.8%	11 7.6%	2 1.4%	8 5.5%	3 2.1%
10,000～19,999	70 27.6%	15 5.9%	32 12.6%	20 7.9%	3 1.2%	84 33.1%	76 29.9%	45 17.7%	31 12.2%	5 2.0%	13 5.1%	6 2.4%
～9,999	84 21.4%	32 8.1%	21 5.3%	26 6.6%	5 1.3%	118 30.0%	131 33.3%	84 21.4%	47 12.0%	15 3.8%	19 4.8%	26 6.6%

○地方公共団体における内部統制の取組状況等について(総務省自治行政局行政課調査)

(1)調査対象:47都道府県、1741市区町村 (2)調査期間:平成26年7月11日～25日 (3)調査時点:平成26年7月1日現在

(4)回収率:1788団体中1577団体回答(88.2%) 都道府県47/47(100%)、指定都市20/20(100%)、市区町村(指定都市除く)1510/1721(87.7%)

地方公共団体の内部統制体制の整備・運用に関する取組の実態

【地方公共団体における内部統制体制の整備・運用の取組状況について】

	行っていない	行っている	(1)基本方針		(2)評価書			
			①作成	②公表	③作成	④監査委員の監査	⑤議会への報告	⑥公表
都道府県(47)	34	13	6	5	7	3	2	4
	72.3%	27.7%	46.2%	38.5%	53.8%	23.1%	15.4%	30.8%
指定都市(20)	13	7	4	3	2	1	2	3
	65.0%	35.0%	57.1%	42.9%	28.6%	14.3%	28.6%	42.9%
市区町村 (指定都市を除く。) (1,510)	1,407	103	56	39	38	44	25	20
	93.2%	6.8%	54.4%	37.9%	36.9%	42.7%	24.3%	19.4%
合計 (1,577)	1,454	123	66	47	47	48	29	27
	92.2%	7.8%	53.7%	38.2%	38.2%	39.0%	23.6%	22.0%

(注)取組内容については複数回答のため、取組内容の合計数は各団体数と一致しない。